

金融機関の大口取引及び疑わしい取引の報告の管理に関する弁法（日本語訳）

出典：①国務院公報 2017 年第 21 号掲載「金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法」（中国人民银行令〔2016〕第 3 号、2016 年 12 月 28 日公布、2017 年 7 月 1 日施行）

https://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5213199.htm

② 中国人民銀行ウェブサイト掲載「中国人民银行关于修改《金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法》的决定」（中国人民银行令〔2018〕第 2 号、2018 年 7 月 26 日公布・施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/3596827/index.html>

③ 中国人民銀行ウェブサイト掲載「中国人民银行关于修改和废止部分规章的决定」（中国人民银行令〔2025〕第 10 号、2025 年 9 月 30 日公布、2025 年 12 月 1 日施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5863650/index.html>

原文の確認方法：①及び③は上記ページをブラウザ（Chrome）で開き本文テキストを取得した。②は人民銀行ウェブサイト掲載の PDF（画像）を取得し、画像を目視で読み取った（2026 年 10 月 5 日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんが、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳の原文欄は、訳者が①の 2016 年公布文に② 2018 年改正及び③ 2025 年改正を溶け込ませて作成したものである。③の改正決定には改正後の規章を全文で再公布する旨の定めがなく、中国人民銀行ウェブサイトの部門規章欄にも改正後の全文は掲載されていない（同欄には③の決定本文のみが掲載されている。2026 年 10 月 5 日確認）。中国の法令データベース「北大法宝」には「金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法(2025 修正）」（現行有効、全 30 条）として溶け込み版が登録されているが、全文の閲覧には契約が必要なた

め照合していない。訳者は、③の決定の各改正事項（第2条・第9条の全部改正、第14条の改正及び第2項の追加、第17条の改正、第18条の削除、旧第21条・第22条の改正、第23条の追加、第24条・第25条の改正並びに条番号の繰下げ・繰上げ）を一つずつ上記原文欄と照合し、その全てが反映されていることを確認した（2026年10月5日）。なお、同決定の「その他の修正」（「或不定期」の削除等）は、同決定で併せて改正された「金融机构反洗钱和反恐怖融资监督管理办法」（中国人民银行令〔2021〕第3号）に関するものであり、本弁法には関係しない。改正箇所には各条の後に訳注を付した。正確な条文は①～③の原典で確認されたい。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事业单位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。また、「工作单位」は「勤務先」と、軍・武装警察の「単位」は「部隊」と、「以客户为单位」等の計算単位を表す「単位」は「単位」と訳した。

訳注：主な訳語は、訳者の中華人民共和国反マネーロンダリング法の訳に合わせた（客户尽职调查＝顧客デューデリジェンス、受益所有人＝実質的支配者、业务关系＝業務関係、客户身份资料＝顧客の身元資料、大额交易＝大口取引、可疑交易＝疑わしい取引、非银行支付机构＝非銀行決済機関、洗钱风险管理措施＝マネーロンダリングリスク管理措置、反洗钱特别预防措施＝反マネーロンダリング特別予防措置）。

沿革：2016年12月9日中国人民銀行第9回行長弁公会議で可決、2017年7月1日施行。2018年7月26日改正（中国人民银行令〔2018〕第2号）。2025年9月30日改正（中国人民银行令〔2025〕第10号、2025年12月1日施行）。

【原文】 金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法

【訳文】 金融機関の大口取引及び疑わしい取引の報告の管理に関する弁法

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为了规范金融机构大额交易和可疑交易报告行为，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》等有关法律法规，制定本办法。

【訳文】金融機関の大口取引及び疑わしい取引の報告行為を規範化するため、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》、《中華人民共和国中国人民銀行法》、《中華人民共和国反テロリズム法》等の関係法令に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】在境内设立的下列机构，履行本办法规定的金融机构大额交易和可疑交易报告义务：

【訳文】境内に設立された次に掲げる機関は、この弁法に定める金融機関の大口取引及び疑わしい取引の報告義務を履行する。

【原文】（一）政策性银行、商业银行、农村合作银行、农村信用合作社、村镇银行；

【訳文】（1）政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社及び村鎮銀行

【原文】（二）证券公司、期货公司、证券投资基金管理公司；

【訳文】（2）証券会社、先物会社及び証券投資ファンド管理会社

【原文】（三）保险公司、保险资产管理公司；

【訳文】（3）保険会社及び保険資産管理会社

【原文】（四）信托公司、金融资产管理公司、企业集团财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司、消费金融公司、货币经纪公司、理财公司；

【訳文】（4）信託会社、金融資産管理会社、企業集団財務会社、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、貨幣仲介会社及び理財会社

【原文】（五）非银行支付机构；

【訳文】（5）非銀行決済機関

【原文】（六）中国人民银行确定并公布的从事金融业务的其他机构。

【訳文】（6）中国人民銀行が確定し公布する金融業務に従事するその他の機関

【原文】从事汇兑业务、基金销售业务、保险专业代理和保险经纪业务的机构以及网络小额贷款公司报告大额交易和可疑交易适用本办法。

【訳文】為替業務、ファンド販売業務、保険專業代理業務若しくは保険仲立業務に従事する機関又はオンライン小口貸付会社による大口取引及び疑わしい取引の報告については、この弁法を適用する。

【訳注】本条は、2025年改正（中国人民银行令〔2025〕第10号）により全部改正された。

第三条

【原文】金融机构应当履行大额交易和可疑交易报告义务，向中国反洗钱监测分析中心报送大额交易和可疑交易报告，接受中国人民银行及其分支机构的监督、检查。

【訳文】金融機関は、大口取引及び疑わしい取引の報告義務を履行し、中国反マネーロンダリング監視分析センターに大口取引及び疑わしい取引の報告を提出し、中国人民銀行及びその分支機構の監督及び検査を受けなければならない。

第四条

【原文】金融机构应当通过其总部或者总部指定的一个机构，按本办法规定的路径和方式提交大额交易和可疑交易报告。

【訳文】金融機関は、その本部又は本部が指定する一の機関を通じて、この弁法に定める経路及び方式に従い、大口取引及び疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

第2章 大口取引の報告（第二章 大额交易报告）

第五条

【原文】金融机构应当报告下列大额交易：

【訳文】 金融機関は、次に掲げる大口取引を報告しなければならない。

【原文】（一）当日单笔或者累计交易人民币5万元以上（含5万元）、外币等值1万美元以上（含1万美元）的现金缴存、现金支取、现金结售汇、现钞兑换、现金汇款、现金票据解付及其他形式的现金收支。

【訳文】（1）当日の1回又は累計の取引が人民元5万元以上（5万元を含む。）又は外貨で1万米ドル相当以上（1万米ドルを含む。）の現金の預入れ、現金の引出し、現金による外貨の売買（結售匯）、外貨現金の両替、現金による送金、現金による手形・小切手の支払（解付）その他の形式による現金の収支

【原文】（二）非自然人客户银行账户与其他的银行账户发生当日单笔或者累计交易人民币200万元以上（含200万元）、外币等值20万美元以上（含20万美元）的款项划转。

【訳文】（2）自然人以外の顧客の銀行口座と他の銀行口座との間で生じた、当日の1回又は累計の取引が人民元200万元以上（200万元を含む。）又は外貨で20万米ドル相当以上（20万米ドルを含む。）の資金の振替

【原文】（三）自然人客户银行账户与其他的银行账户发生当日单笔或者累计交易人民币50万元以上（含50万元）、外币等值10万美元以上（含10万美元）的境内款项划转。

【訳文】（3）自然人である顧客の銀行口座と他の銀行口座との間で生じた、当日の1回又は累計の取引が人民元50万元以上（50万元を含む。）又は外貨で10万米ドル相当以上（10万米ドルを含む。）の境内における資金の振替

【原文】（四）自然人客户银行账户与其他的银行账户发生当日单笔或者累计交易人民币20万元以上（含20万元）、外币等值1万美元以上（含1万美元）的跨境款项划转。

【訳文】（4）自然人である顧客の銀行口座と他の銀行口座との間で生じた、当日の1回又は累計の取引が人民元20万元以上（20万元を含む。）又は外貨で1万米ドル相当以上（1万米ドルを含む。）のクロスボーダーの資金の振替

【原文】累计交易金额以客户为单位，按资金收入或者支出单边累计计算并报告。中国人民银行另有规定的除外。

【訳文】累計取引金額は、顧客を単位とし、資金の受入れ又は支払の一方向ごとに累計して計算し、報告する。ただし、中国人民銀行に別段の定めがあるときは、この限りでない。

【原文】中国人民银行根据需要可以调整本条第一款规定的大额交易报告标准。

【訳文】中国人民銀行は、必要に応じて、この条第1項に定める大口取引の報告基準を調整することができる。

第六条

【原文】对同时符合两项以上大额交易标准的交易，金融机构应当分别提交大额交易报告。

【訳文】2以上の大口取引の基準に同時に該当する取引については、金融機関は、それぞれ大口取引の報告を提出しなければならない。

第七条

【原文】对符合下列条件之一的大额交易，如未发现交易或行为可疑的，金融机构可以不报告：

【訳文】次に掲げる条件のいずれかに該当する大口取引については、取引又は行為に疑わしい点が発見されないときは、金融機関は、報告しないことができる。

【原文】（一）定期存款到期后，不直接提取或者划转，而是本金或者本金加全部或者部分利息续存入在同一金融机构开立的同一户名下的另一账户。

【訳文】（1）定期預金の満期後、直接引き出し又は振り替えることなく、元本又は元本に利息の全部若しくは一部を加えたものを、同一の金融機関に開設された同一名義の他の口座に継続して預け入れるとき。

【原文】活期存款的本金或者本金加全部或者部分利息转为在同一金融机构开立的同一户名下的另一账户内的定期存款。

【訳文】 普通預金の元本又は元本に利息の全部若しくは一部を加えたものを、同一の金融機関に開設された同一名義の他の口座内の定期預金に振り替えるとき。

【原文】 定期存款の本金或者本金加全部或者部分利息转为在同一金融机构开立的同一户名下的另一账户内的活期存款。

【訳文】 定期預金の元本又は元本に利息の全部若しくは一部を加えたものを、同一の金融機関に開設された同一名義の他の口座内の普通預金に振り替えるとき。

【原文】 （二）自然人实盘外汇买卖交易过程中不同外币币种间的转换。

【訳文】 （2）自然人の実物外国為替売買取引（実盤外匯買売）の過程における異なる外貨の通貨間の転換

【原文】 （三）交易一方为各级党的机关、国家权力机关、行政机关、司法机关、军事机关、人民政协机关和中国人民解放军、武警部队，但不包含其下属的各类企事业单位。

【訳文】 （3）取引の一方当事者が各級の党の機関、国家権力機関、行政機関、司法機関、軍事機関、人民政治協商會議の機関、人民解放軍又は武装警察部隊であるとき。ただし、その傘下の各種の企業及び事業単位を含まない。

【原文】 （四）金融机构同业拆借、在银行间债券市场进行的债券交易。

【訳文】 （4）金融機関の同業者間の短期資金貸借（同業拆借）及び銀行間債券市場において行う債券取引

【原文】 （五）金融机构在黄金交易所进行的黄金交易。

【訳文】 （5）金融機関が黄金取引所において行う金取引

【原文】 （六）金融机构内部调拨资金。

【訳文】 （6）金融機関の内部における資金の移動

【原文】（七）国际金融组织和外国政府贷款转贷业务项下的交易。

【訳文】（7）国際金融組織及び外国政府の借款の転貸業務に係る取引

【原文】（八）国际金融组织和外国政府贷款项下的债务掉期交易。

【訳文】（8）国際金融組織及び外国政府の借款に係る債務スワップ取引

【原文】（九）政策性银行、商业银行、农村合作银行、农村信用社、村镇银行办理的税收、错账冲正、利息支付。

【訳文】（9）政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、農村信用社及び村鎮銀行が取り扱う税金、誤記帳の訂正及び利息の支払

【原文】（十）中国人民银行确定的其他情形。

【訳文】（10）中国人民銀行が確定するその他の場合

第八条

【原文】金融机构应当在大额交易发生之日起5个工作日内以电子方式提交大额交易报告。

【訳文】金融機関は、大口取引が発生した日から5営業日以内に、電子的方式により大口取引の報告を提出しなければならない。

第九条

【原文】下列机构与客户进行金融交易并通过银行账户划转款项的，由银行机构按照本办法规定提交大额交易报告：

【訳文】次に掲げる機関が顧客と金融取引を行い、かつ、銀行口座を通じて資金を振り替えるときは、銀行機関がこの弁法の規定に従って大口取引の報告を提出する。

【原文】（一）证券公司、期货公司、证券投资基金管理公司；

【訳文】（1）証券会社、先物会社及び証券投資ファンド管理会社

【原文】（二）保险公司、保险资产管理公司；

【訳文】（2）保険会社及び保険資産管理会社

【原文】（三）信托公司、金融资产管理公司、企业集团财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司、消费金融公司、货币经纪公司、理财公司；

【訳文】（3）信託会社、金融資産管理会社、企業集団財務会社、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、貨幣仲介会社及び理財会社

【原文】（四）从事汇兑业务、基金销售业务、保险专业代理和保险经纪业务的机构以及网络小额贷款公司。

【訳文】（4）為替業務、ファンド販売業務、保険專業代理業務若しくは保険仲立業務に従事する機関又はオンライン小口貸付会社

【訳注】本条は、2025年改正により全部改正された。

第十条

【原文】客户通过在境内金融机构开立的账户或者境内银行卡所发生的大额交易，由开立账户的金融机构或者发卡银行报告；客户通过境外银行卡所发生的大额交易，由收单机构报告；客户不通过账户或者银行卡发生的大额交易，由办理业务的金融机构报告。

【訳文】顧客が境内の金融機関に開設した口座又は境内の銀行カードを通じて行った大口取引は、口座を開設した金融機関又はカード発行銀行が報告する。顧客が境外の銀行カードを通じて行った大口取引は、アクワイアラ（収単機関）が報告する。顧客が口座又は銀行カードを通じずに行った大口取引は、業務を取り扱った金融機関が報告する。

第3章 疑わしい取引の報告（第三章 可疑交易报告）

第十一条

【原文】 金融机构发现或者有合理理由怀疑客户、客户的资金或者其他资产、客户的交易或者试图进行的交易与洗钱、恐怖融资等犯罪活动相关的，不论所涉资金金额或者资产价值大小，应当提交可疑交易报告。

【訳文】 金融機関は、顧客、顧客の資金その他の資産、顧客の取引又は行おうとした取引がマネーロンダリング、テロ資金供与等の犯罪活動に関連することを発見し、又はそのように疑う合理的な理由があるときは、関係する資金の金額又は資産の価値の大小にかかわらず、疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

第十二条

【原文】 金融机构应当制定本机构的交易监测标准，并对其有效性负责。交易监测标准包括并不限于客户的身份、行为，交易的资金来源、金额、频率、流向、性质等存在异常的情形，并应当参考以下因素：

【訳文】 金融機関は、当該機関の取引監視基準を定め、かつ、その有効性について責任を負わなければならない。取引監視基準には、顧客の身元及び行為並びに取引の資金の出所、金額、頻度、流れ、性質等に異常がある場合を含み、かつ、これらに限られないものとし、次に掲げる要素を参考にしなければならない。

【原文】 （一）中国人民银行及其分支机构发布的反洗钱、反恐怖融资规定及指引、风险提示、洗钱类型分析报告和风险评估报告。

【訳文】 （1）中国人民銀行及びその分支機構が発布する反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する規定及び指針、リスク注意喚起、マネーロンダリング類型分析報告並びにリスク評価報告

【原文】 （二）公安机关、司法机关发布的犯罪形势分析、风险提示、犯罪类型报告和工作报告。

【訳文】 （2）公安機関及び司法機関が発布する犯罪情勢分析、リスク注意喚起、犯罪類型報告及び業務報告

【原文】（三）本机构的资产规模、地域分布、业务特点、客户群体、交易特征，洗钱和恐怖融资风险评估结论。

【訳文】（3）当該機関の資産規模、地域分布、業務の特徴、顧客層及び取引の特徴並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク評価の結論

【原文】（四）中国人民银行及其分支机构出具的反洗钱监管意见。

【訳文】（4）中国人民銀行及びその分支機構が示す反マネーロンダリングの監督管理意見

【原文】（五）中国人民银行要求关注的其他因素。

【訳文】（5）中国人民銀行が注視するよう求めるその他の要素

第十三条

【原文】金融机构应当定期对交易监测标准进行评估，并根据评估结果完善交易监测标准。如发生突发情况或者应当关注的情形的，金融机构应当及时评估和完善交易监测标准。

【訳文】金融機関は、定期的に取引監視基準について評価を行い、評価結果に基づき取引監視基準を整備しなければならない。突発的な事態又は注視すべき事態が生じたときは、金融機関は、速やかに取引監視基準を評価し、及び整備しなければならない。

第十四条

【原文】金融机构应当对通过交易监测标准筛选出的交易进行人工分析、识别，并记录分析过程；不作为可疑交易报告的，应当记录分析排除的合理理由；确认为可疑交易的，应当在可疑交易报告理由中完整记录对客户身份特征、交易特征或行为特征的分析过程。金融机构应当对以上人工分析、识别、排除或确认工作设置合理时限。

【訳文】金融機関は、取引監視基準により抽出された取引について人による分析及び識別を行い、かつ、分析の過程を記録しなければならない。疑わしい取引として報告しないときは、分析により除外した合理的な理由を記録しなければならない。疑わしい取引であると確認したときは、疑わしい取引の報告の理由において、顧客の身元の特徴、取引の特徴又は行

為の特徴についての分析の過程を完全に記録しなければならない。金融機関は、以上の人による分析、識別、除外又は確認の作業について合理的な期限を設定しなければならない。

【原文】 金融机构在人工分析、识别可疑交易过程中，必要时通过客户尽职调查进一步了解相关客户及交易的风险状况，确保可疑交易判断与客户尽职调查内容相互验证。发现客户洗钱或恐怖融资风险状况发生变化的，应当合理划分、动态调整客户洗钱风险等级。对存在洗钱或恐怖融资高风险情形的，必要时可以依法采取相应的洗钱风险管理措施，以降低洗钱或恐怖融资风险。

【訳文】 金融機関は、人による疑わしい取引の分析及び識別の過程において、必要なときは、顧客デューデリジェンスを通じて関係する顧客及び取引のリスク状況を更に把握し、疑わしい取引の判断と顧客デューデリジェンスの内容とが相互に検証されることを確保する。顧客のマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスク状況に変化が生じたことを発見したときは、顧客のマネーロンダリングリスクの等級を合理的に区分し、動態的に調整しなければならない。マネーロンダリング又はテロ資金供与の高リスクの事情があるときは、必要に応じて、法に従って相応のマネーロンダリングリスク管理措置をとり、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクを低減することができる。

【訳注】 本条第1項後段（「金融機関は、…合理的な期限を設けなければならない。」の部分）及び第2項は、2025年改正により追加された。

第十五条

【原文】 金融机构应当在按本机构可疑交易报告内部操作规程确认为可疑交易后，及时以电子方式提交可疑交易报告。

【訳文】 金融機関は、当該機関の疑わしい取引の報告に関する内部操作規程に従って疑わしい取引であると確認した後、速やかに電子的方式により疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

【訳注】 本条は、2018年改正（中国人民银行令〔2018〕第2号）により改正された（改正前は「…速やかに電子的方式により疑わしい取引の報告を提出しなければならない、遅くとも5営業日を超えてはならない。」）。

第十六条

【原文】既属于大额交易又属于可疑交易的交易，金融机构应当分别提交大额交易报告和可疑交易报告。

【訳文】大口取引に該当し、かつ、疑わしい取引にも該当する取引については、金融機関は、大口取引の報告及び疑わしい取引の報告をそれぞれ提出しなければならない。

第十七条

【原文】可疑交易符合下列情形之一的，金融机构应当在向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告的同时，抄报所在地中国人民银行或者其分支机构，并配合反洗钱调查：

【訳文】疑わしい取引が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、金融機関は、中国反マネーロンダリング監視分析センターに疑わしい取引の報告を提出すると同時に、所在地の中国人民銀行又はその分支機構にその写しを報告し、かつ、反マネーロンダリング調査に協力しなければならない。

【原文】（一）明显涉嫌洗钱、恐怖融资等犯罪活动的。

【訳文】（1）マネーロンダリング、テロ資金供与等の犯罪活動に関与した疑いが明らかであるとき。

【原文】（二）严重危害国家安全或者影响社会稳定的。

【訳文】（2）国家の安全に重大な危害を及ぼし、又は社会の安定に影響を及ぼすとき。

【原文】（三）其他情节严重或者情况紧急的情形。

【訳文】（3）その他情状が重く、又は状況が緊急である場合

【訳注】本条柱書の「写しを所在地の中国人民銀行又はその分支機構に報告し」の部分は、2025 年改正により改正された（改正前は「電子形式又は書面形式により所在地の中国人民銀行又はその分支機構に報告し」）。改正前の第 18 条（テロ活動組織及びテロ活動人員の名簿のリアルタイム監視及び報告）は、2025 年改正により削除され、以下の条は 1 条ずつ繰り上がった。

第 4 章 内部管理措置（第四章 内部管理措施）

第十八条

【原文】金融机构应当根据本办法制定大额交易和可疑交易报告内部管理制度和操作规程，对本机构的大额交易和可疑交易报告工作做出统一要求，并对分支机构、附属机构大额交易和可疑交易报告制度的执行情况进行监督管理。

【訳文】金融機関は、この弁法に基づき大口取引及び疑わしい取引の報告に関する内部管理制度及び操作規程を定め、当該機関の大口取引及び疑わしい取引の報告業務について統一的な要求を定め、かつ、支店等及び附属機関における大口取引及び疑わしい取引の報告制度の執行状況について監督管理を行わなければならない。

【原文】金融机构应当将大额交易和可疑交易报告制度向中国人民银行或其总部所在地的中国人民银行分支机构报备。

【訳文】金融機関は、大口取引及び疑わしい取引の報告制度を中国人民銀行又はその本部所在地の中国人民銀行の分支機構に届け出なければならない。

【訳注】改正前の第 19 条。

第十九条

【原文】金融机构应当设立专职的反洗钱岗位，配备专职人员负责大额交易和可疑交易报告工作，并提供必要的资源保障和信息支持。

【訳文】金融機関は、専任の反マネーロンダリングのポストを設け、大口取引及び疑わしい取引の報告業務を担当する専任の人員を配置し、かつ、必要な資源の確保及び情報面の支援を提供しなければならない。

【訳注】改正前の第 20 条。

第二十条

【原文】 金融机构应当建立健全大额交易和可疑交易监测系统，以客户为基本单位开展资金交易的监测分析，全面、完整、准确地采集各业务系统的客户身份信息和交易信息，保障大额交易和可疑交易监测分析的数据需求，确保交易监测工作覆盖所有客户及各项金融业务。

【訳文】 金融機関は、大口取引及び疑わしい取引の監視システムを確立し及び健全化し、顧客を基本単位として資金取引の監視分析を行い、各業務システムの顧客の身元情報及び取引情報を全面的、完全かつ正確に収集し、大口取引及び疑わしい取引の監視分析のデータ需要を保障し、取引監視業務がすべての顧客及び各金融業務を網羅することを確保しなければならない。

【訳注】 改正前の第 21 条。2025 年改正により改正された（「取引監視業務が全ての顧客及び各金融業務を網羅することを確保する」旨の部分が追加）。

第二十一条

【原文】 金融机构应当按照完整准确、安全保密的原则，将大额交易和可疑交易报告、反映交易分析和内部处理情况的工作记录等资料自生成之日起至少保存 10 年。

【訳文】 金融機関は、完全性及び正確性並びに安全性及び秘密保持の原則に従い、大口取引及び疑わしい取引の報告、取引の分析及び内部処理の状況を反映した業務記録等の資料を、作成の日から少なくとも 10 年間保存しなければならない。

【原文】 保存的信息资料涉及正在被反洗钱调查的可疑交易活动，且反洗钱调查工作在前款规定的最低保存期届满时仍未结束的，金融机构应将其保存至反洗钱调查工作结束。

【訳文】 保存する情報資料が反マネーロンダリング調査を受けている疑わしい取引活動に関係し、かつ、前項に定める最低保存期間が満了した時点で反マネーロンダリング調査業務が終了していないときは、金融機関は、反マネーロンダリング調査業務が終了するまでこれを保存しなければならない。

【訳注】 改正前の第 22 条。第 1 項は、2025 年改正により改正された（保存期間を 5 年から 10 年に延長）。

第二十二條

【原文】 金融机构及其工作人员应当对依法履行大额交易和可疑交易报告义务获得的客户身份资料和交易信息，对依法监测、分析、报告可疑交易的有关情况予以保密，不得违反规定向任何单位和个人提供。

【訳文】 金融機関及びその職員は、法に従って大口取引及び疑わしい取引の報告義務を履行して取得した顧客の身元資料及び取引情報並びに法に従って疑わしい取引を監視し、分析し、及び報告したことに関する状況について秘密を保持しなければならない、規定に違反していかなる法人その他の団体又は個人にも提供してはならない。

【訳注】 改正前の第 23 条。

第二十三條

【原文】 中国反洗钱监测分析中心根据依法履行职责的需要，可以要求金融机构提供与大额交易和可疑交易相关的补充信息，金融机构应当及时提交补充信息。

【訳文】 中国反マネーロンダリング監視分析センターは、法に従った職責の履行の必要に応じて、金融機関に対し、大口取引及び疑わしい取引に関連する補充情報の提供を求めることができる。この場合において、金融機関は、速やかに補充情報を提出しなければならない。

【訳注】 本条は、2025 年改正により新設された。

第 5 章 法的責任（第五章 法律责任）

第二十四條

【原文】 金融机构违反本办法的，由中国人民银行或者其地市分行以上分支机构按照《中华人民共和国反洗钱法》第五十二条至第五十六条规定进行处罚。

【訳文】 金融機関がこの弁法に違反したときは、中国人民銀行又はその地市分行以上の分支機構が《中華人民共和國反マネーロンダリング法》第 52 条から第 56 条までの規定により処罰する。

【訳注】本条は、2025年改正により改正された（改正前は反マネーロンダリング法（2006年）第31条・第32条を引用）。

第6章 附則（第六章附則）

第二十五条

【原文】银行卡清算机构、网络支付清算机构及其他从事支付清算业务的机构应当按照中国人民银行有关规定开展交易监测分析、报告工作。数字人民币大额交易和可疑交易报告工作按照有关规定执行。

【訳文】銀行カード清算機関、ネットワーク支払清算機関その他の支払清算業務に従事する機関は、中国人民銀行の関係規定に従って取引の監視分析及び報告業務を行わなければならない。デジタル人民元の大口取引及び疑わしい取引の報告業務は、関係規定に従って実施する。

【訳注】本条は、2025年改正により全部改正された。改正前の第2項（非銀行決済機関の定義。「非金融机构支付服务管理办法」（中国人民银行令〔2010〕第2号）を引用）及び第3項（資金清算センターの定義）は削除された。

第二十六条

【原文】本办法所称非自然人，包括法人、其他组织和个体工商户。

【訳文】この弁法において自然人以外の者には、法人、その他の組織及び個人商工業者を含む。

第二十七条

【原文】金融机构应当按照本办法所附的大额交易和可疑交易报告要素要求（要素内容见附件），制作大额交易报告和可疑交易报告的电子文件。具体的报告格式和填报要求由中国人民银行另行规定。

【訳文】金融機関は、この弁法に添付する大口取引及び疑わしい取引の報告の要素に関する要求（要素の内容は附属文書を参照）に従い、大口取引の報告及び疑わしい取引の報告の電

子ファイルを作成しなければならない。具体的な報告の様式及び記入の要求は、中国人民銀行が別に定める。

【訳注】本条にいう附属の報告要素（附件「金融机构大额交易和可疑交易报告要素内容」）は、国务院公報掲載の原文では省略されており、本訳には含めていない。

第二十八条

【原文】中国反洗钱监测分析中心发现金融机构报送的大额交易报告或者可疑交易报告内容要素不全或者存在错误的，可以向提交报告的金融机构发出补正通知，金融机构应当在接到补正通知之日起5个工作日内补正。

【訳文】中国反マネーロンダリング監視分析センターは、金融機関が提出した大口取引の報告又は疑わしい取引の報告の内容の要素に不備があり、又は誤りがあることを発見したときは、報告を提出した金融機関に対し補正通知を発することができる。この場合において、金融機関は、補正通知を受領した日から5営業日以内に補正しなければならない。

第二十九条

【原文】本办法由中国人民银行负责解释。

【訳文】この弁法は、中国人民銀行が解釈する。

第三十条

【原文】本办法自2017年7月1日起施行。中国人民银行2006年11月14日发布的《金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法》（中国人民银行令〔2006〕第2号）和2007年6月11日发布的《金融机构报告涉嫌恐怖融资的可疑交易管理办法》（中国人民银行令〔2007〕第1号）同时废止。中国人民银行此前发布的大额交易和可疑交易报告的其他规定，与本办法不一致的，以本办法为准。

【訳文】この弁法は、2017年7月1日から施行する。中国人民銀行が2006年11月14日に発布した《金融機関の大口取引及び疑わしい取引の報告の管理に関する弁法》（中国人民银行令〔2006〕第2号）及び2007年6月11日に発布した《金融機関によるテロ資金供与の疑いのある疑わしい取引の報告の管理に関する弁法》（中国人民银行令〔2007〕第1号）は、

2026年10月5日/中崎隆（弁護士）

同時に廃止する。中国人民銀行がこれまでに発布した大口取引及び疑わしい取引の報告に関するその他の規定がこの弁法と一致しないときは、この弁法による。